野田市早期不妊検査費助成金交付要綱を次のように定める。

令和８年９月３０日

野田市長　鈴　木　　有

野田市告示第２５９号

野田市早期不妊検査費助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、子どもを望む夫婦に対し、予算の範囲内において、不妊検査に要する費用の一部を助成することにより、早期に不妊検査を受けやすい環境を整備し、夫婦それぞれが自身の健康状態を把握するとともに、今後の人生設計を考える機会を確保し、必要に応じて適切な相談又は治療につながることを支援することを目的とする。

（助成対象不妊検査）

第２条　助成の対象となる不妊検査（以下「助成対象不妊検査」という。）は、不妊に関する治療又は検査を保険診療として実施している保険医療機関において行われた医師が不妊症の診断のために必要と認める一連の検査であって、不妊検査を開始した日（夫又は妻に係る不妊検査を開始した日のうち、いずれか早い日をいう。以下「検査開始日」という。）から起算して１年を経過する日までの期間に行われたものとする。

（助成対象者）

第３条　助成の対象となる者は、検査開始日から第５条第１項の規定による申請をする日までの期間において、現に婚姻関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。第２号において同じ。）にある男女（以下「夫婦」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

⑴　第５条第１項の規定による申請をする日において、夫婦の双方又はいずれかが本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

⑵　夫婦の双方が当該婚姻関係中において助成対象不妊検査を受けた者であること。

⑶　妻に係る不妊検査を開始した日において、妻の年齢が４３歳未満であること。

⑷　千葉県が提供する早期不妊検査費助成事業に関する動画を視聴し、当該早期不妊検査費助成事業の内容を確認したと認められる者であること。

⑸　過去にこの要綱に基づく助成金又はこの要綱と同趣旨の助成金等の交付を受けていないこと。

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、助成対象不妊検査に要した費用（野田市早期不妊検査実施証明書の発行料を含む。次条第１項第３号において同じ。）から他の制度による助成の対象となる費用を控除した額とする。ただし、３０，０００円を限度とする。

（交付の申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者は、野田市早期不妊検査費助成金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

⑴　野田市早期不妊検査実施証明書

⑵　婚姻関係にある夫婦であることを証明する書類（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあっては、事実婚関係に関する申立書）

⑶　助成対象不妊検査に要した費用に係る領収書等の原本

⑷　住民票の写し

⑸　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、市長は、同項第２号及び第４号の書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、これらの書類の添付を省略させることができる。

３　第１項の規定による申請は、検査開始日から起算して１年を経過した日の属する年度の末日までにしなければならない。

（交付の決定等）

第６条　市長は、前条第１項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否及び交付するときにおける助成金の額を決定し、野田市早期不妊検査費助成金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により助成金の交付の決定をしたときは、速やかに申請者に助成金を交付するものとする。

（助成金の返還等）

第７条　市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

⑴　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

⑵　この要綱に違反したとき。

（補則）

第８条　この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和８年１０月１日から施行し、同日以後を検査開始日とする助成対象不妊検査に係る助成金について適用する。